

総社市清梁園管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第10号

総社市清梁園管理規則の一部を改正する規則

総社市清梁園管理規則（平成17年規則第75号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>総社市清梁園条例</u>（平成17年総社市条例第137号）<u>第14条</u>の規定に基づき、総社市清梁園（以下「園」という。）の管理に関して必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>総社市清梁園及びデイサービスセンター清梁園条例</u>（平成17年総社市条例第137号）<u>第16条</u>の規定に基づき、総社市清梁園（以下「園」という。）の管理に関して必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。